

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月

日野市立日野第六小学校

1. 学校いじめ防止基本方針

本校は、法第13条に基づき、東京都いじめ防止基本方針、日野市いじめ防止基本方針を参考にして、保護者や地域住民の参画の下、いじめ防止にかかる取組内容について、学校いじめ防止基本方針を策定し、公表します。

2. いじめ防止等に取り組む組織

本校は、法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「校内委員会」を設置します。「校内委員会」は、校長、副校長、生活指導主任、各学年特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、学級担任等）から構成されます。また、学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行、いじめに関する校内研修の計画・実施など、いじめ問題の対応に当たっては、中核的な役割を担うものとします。また、年度末の学校評価による検証と基本方針の見直しを行うこととします。

3. いじめの未然防止の取組～いじめを許さない学校づくり～

（1）教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して、子供たち一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小・中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努めます。また、教職員の人権感覚の向上を図ります。

① 相談体制の充実

どの子供も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が綿密な連携を図り、一貫した相談体制を整えます。

- ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実（週2回）
- ・小中連携した相談体制の確立
- ・各相談機関の周知
- ・教員の教育相談研修の充実（年3回）
- ・日野市発達・教育支援センター「エール」との連携

② いじめに関する研修の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見のための教員研修会を実施していきます。

- ・東京都教育委員会開発による「教員研修プログラム」の活用
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・DVD「ストップ！いじめ」の活用

③ 子供たち一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進

- ・係活動、委員会活動の充実
- ・異学年集団による縦割り活動
- ・自己有用感を高めるためのあいさつや声かけ

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

子供たちが自らいじめ問題等の問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していきけるようにしていきます。

①いじめ防止のための「学習プログラム」に則った指導の実施

- ・いじめのない、楽しいクラスをつくろう
- ・「自分らしさ」と友達の「その人らしさ」を探そう
- ・コミュニケーション力を高めよう
- ・自分の気持ちを上手にコントロールしよう

②各教科等の学習内容の工夫

- ・自己の成長を振り返る学習
- ・自己の個性を発見する学習
- ・生命の尊さを考える学習
- ・他者と協力することの大切さを学ぶ学習
- ・主体的に進路を考える学習
- ・友情の尊さについて考える学習

③人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

- ・道徳や特別活動等で年3回の「いじめに関する授業」の実施
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・「いじめ防止カード」の活用
- ・「思いやりの心」をテーマに全校朝会などにおける校長講話の実施（いじめ防止7つのアクション）

④心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進します。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせ東京都道徳教育教材集や「わたしたちの道徳」などを活用し、心情を揺さぶる教材や資料を工夫して、人としての「気高さ」「優しさ」などに触れさせ、自分自身の生活や行動を顧みることができるようにする。

- ・年間2回の公開道徳授業（1回は道徳授業地区公開講座として講師を招聘）の実施

⑤情報モラル教育の充実

児童、保護者、地域対象にセーフティ教室において情報モラルなどの問題について授業・講師による講演会の実施

⑥体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

子供たちが自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然など）との関わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう地

域の人材や地域学習などの体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ・スクールカウンセラーの指導による学習プログラムの全学級実施

⑦自分が大切にされていると実感できる学級・学年・学校づくりの推進

- ・校内研究（聞く・話す）と連携した話し合い活動の充実

⑧児童会活動などによる主体的な取組

- ・教員、児童が一体となったあいさつ運動の実施（いじめ防止7つのアクション）
- ・あいさつ隊（生活委員会活動）による日常的なあいさつ活動

⑨いじめ防止活動に関わる関係諸機関・地域などとの連携

- ・PTA、育成会との連携
- ・学校運営連絡協議会の開催
- ・地区ごとの保護司、民生児童委員との連絡、懇親会の開催
- ・四者協議会への参加

4. いじめの早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

教職員は、日頃からいねいな児童理解に努め、子供たちが発する小さなサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりをもっていきます。また、自分自身や周囲のいじめに気付いた児童がいじめを訴えやすい体制や子供同士で助け合える環境を整えていきます。

①学習指導方法の工夫

- ・友達と関わり合いながら学ぶ学習形態や学習方法の工夫
- ・主体的に取り組める教材教具の工夫
- ・学習の成果を自ら実感できる評価の工夫
- ・地域と関わり合いながら学ぶ体験活動の工夫

②定期的な「生活意識調査」「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

- ・年3回のふれあい月間の取組でのいじめ等の実態把握
- ・年2回の児童アンケートによるいじめの実態把握

③スクールカウンセラーとの連携

- ・5年生を対象とした全員面接（毎年実施）
- ・予約表などを活用した児童の希望による面接の実施
- ・スクールカウンセラーの指導による学習プログラムの全学級実施

④定期的な個人面談の実施

⑤全教員による児童の見守り

⑥「いじめ発見チェックリスト」の活用による確実な発見

- ・月1回全教員による「いじめ発見チェックリスト」を活用した子供の状況観察の実施

⑦関連機関との連携による学校非公式サイトでの監視

⑧保護者・地域との連携

- ・いじめに対する学校の取り組む姿勢等、学校便りや保護者会で周知
- ・学校のいじめ防止基本方針のホームページで公表
- ・スクールカウンセラーの保護者会等で紹介

- ・保護者が相談しやすい環境を整備

⑨児童館（学童クラブ・ひのっち含む）との連携

- ・ひのっち実行委員会の開催（毎月）
- ・生活指導主任研修会での情報交換（年1回開催）

5. 早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

「いじめではないか」と思ったら、速やかに対応を始めます。学校等はいじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて、適切ないじめの解決のための対応方針を「校内委員会」を核として、その子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケア等、役割分担と責任を明確にし、学校全体で対応方針を共有して取り組んでいきます。

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底していきます。

（ア）被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

- ・被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用した支援
- ・被害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- ・いじめを伝えた子供の安全の確保
- ・いじめ防止カードの活用

（イ）教育委員会・関係諸機関との連携

- ・教育委員会への報告と教育委員会による支援
- ・学校サポートチームを通じた警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携・協力

（ウ）保護者・地域との連携

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有していきます。また、PTAの活用、登下校時の見守りなど地域人材の活用によって、多くの大人に見守られていることを実感できるように、保護者や地域との連携・協力を図っていきます。

6. 「ネット上のいじめ」への未然防止・早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であるケースがあります。また、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまふこと、短期間に深刻な状況に至ってしまうこと等が特徴です。「ネット上のいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

「ネット上のいじめ」等への未然防止、早期発見・対応について様々な取組の中で、子供自身が「ネット社会」の有効性や危険性について主体的に考え、行動できるようにします。そして、ネットに心が縛られることがないように、豊かな人間性、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーションを高めていきます。

（ア）ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻なものとなります。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすいです。また、インターネット上に一度流出した個人情報が、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することは難しいです。
また、子供の利用している掲示板などSNSを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しいです。

(イ) 未然防止と早期発見の取組

①校内指導体制の徹底

- ・ネットトラブルに関する研修会による教職員の共通理解
- ・「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築

②教育相談の充実

③発達段階に応じた指導の充実

- ・東京都作成リーフレット等や啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
- ・「ネットトラブル」等に関する授業の実施及び専門家によるセーフティ教室の実施

④学級活動及び児童・生徒会活動等による主体的な取組

- ・インターネットや携帯電話等（スマートフォンを含む）の利用に関する授業の話し合い活動

⑤教育委員会、PTA等と連携した啓発活動

- ・生活指導主任研修会での「ネットトラブルへの対応」等研修会の実施
- ・東京都作成リーフレットの配布
- ・PTA、地域対象の講演会の実施：家庭教育学級、ファミリーメール講座
- ・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールを作るように啓発する
- ・日野市版「ひのっ子」啓発パンフレットの作成・配布

7. 重大事態への対処～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～

(1) 被害者である子供の安全確保

被害者である子供等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供を組織的に守り抜く取組を徹底します。

(2) 被害者である子供が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

被害者である子供が安心して学校生活を送ることができるよう、環境を整えるとともにスクールカウンセラー等による心のケアを実施します。

(3) 周囲の子供へのケアや取組の支援

重大事態が発生した場合、スクールカウンセラー等による心のケアを実施するとともに、いじめについて知っていながら言えなかった子供の不安解消や児童会等による問題解決

に向けた取組を支援します。

(4) 加害者である子供への指導・ケア

いじめは、絶対に許させない行為であり、被害者である子供の心に長く深い傷を残すものであることを徹底して指導します。

一方、加害者である子供の行為が、自身が過去に受けたいじめや家庭環境に起因する場合もあるため、徹底した指導と合わせてここのケアも実施します。

(5) 保護者・地域・関係機関や専門家等との連携した取組

迅速かつ的確に問題を解決するために、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に取り組みます。

(6) 重大事態発生について教育委員会や市長への報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(7) 重大事態に係る事態関係を明確にするための調査の実施

重大事態に係る事実関係を明確にするため重大事態調査委員会を設置し、調査を速やかに実施します。調査の実施主体については、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

また、調査によって明らかになった事実関係について、被害者である子供やその保護者に対して適時・適切な方法で提供・説明します。

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。